### 地上デジタル放送への準備はお済みですか?

いよいよ7月24日でアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に変わります。

## 地上デジタル放送推進のための支援が拡大されました

- これまでの支援対象者
  - ①生活保護等の公的扶助受給世帯
  - ②障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の世帯
- ③社会福祉施設に入所され、テレビを持ち込んでいる世帯 ※上記①~③に該当し、地上デジタル放送が視聴できていない世帯で、NHK受信料が全額免除されている世帯 に加えて、
- ●今回拡大することになっ支援対象者
  - □世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
    - ◎まだ地上デジタル放送が視聴出来ていない世帯
    - ◎NHKと受信契約を結んでいるか、又は結ぶ意志がある世帯
  - (注)希望者は、NHK受信契約を結ぶ必要があります。
- ●支援の内容

地上デジタル放送受信のための『簡易なチューナー1台の無償給付』(住民票の住所へ配送します)

- ●支援期間 ……平成22年度~平成23年度
- ●申込受付期間 …現在受付中 ~ 平成23年7月24日まで(消印有効)
- ●申込方法………次の書類を準備し、総務省地デジチューナー支援実施センターへ申込
  - ①申込書
  - ②世帯全員が記載された住民票の写し(発行日から1年以内のもの)
  - ③世帯全員分の市町村民税非課税証明書(住民税務課で申請・発行) (平成21年以降の所得に係る非課税証明書)

#### 【詳しい内容のお問い合わせは】

総務省地デジチューナー支援実施センター TEL 0570-023724

Tel 22-3032 錦江町役場 企画課

## ▮悪徳商法にご注意ください! |

チューナー支援事業では、チューナー給付・アンテナ工事等で費用を請求することは一切ありません。

# 平成23年4月1日から住民基本台帳カードは、 交付手数料 (500円) が必要になります。

- 申請から発行までの日数 …10 日から2週間(申請時と交付時の2回の来庁が必要となります。)
- 申請に必要なもの ………印鑑、免許証等の顔写真付の身分証明書
- 申請場所 …………住民税務課住民チーム 住民生活課民生チーム ※顔写真付の身分証明書をお持ちでない方は、申請から交付まで3回の来庁が必要になります。

住民基本台帳カードには顔写真なし、顔写真付の 2種類があり、ともに有効期限は10年です。写真カー ドについては、運転免許証などと同じく公的身分証 明書としてご利用頂けます。また、公的個人認証サー ビスの電子証明書 (別途 500 円が必要) を保存す ることもできます。ただし、転出された場合は、そ の市町村での手続きが必要です。







< 写真側し>

【お問合わせ先】 住民税務課 住民チーム Tel 22-3039 (直通) 住民生活課 民生チーム 配 25-2511 (代表)